

新旧対照表

○千葉県職員の職務発明等に関する規則（平成十五年千葉県規則第四十六号）

新			旧																																																										
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、県の一般職に属する職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>（昭和二十七年法律第二百八十九号）<u>第三条第四号</u>に規定する職員を除く。以下「職員」という。）がした発明、考案、意匠の創作及び品種の育成の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>(専決)</p> <p>第三条 部長等及び課長等は、別表に定めるところにより、職務発明の事務に関し、専決することができる。</p> <p>第四条から第二十六条まで （略）</p> <p>別表（第三条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">専決区分</th> <th>回議区分</th> </tr> <tr> <th>部長等</th> <th>課長等</th> <th>資産経営課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u></td> <td>一 第十九条の規定による補償金の額の決定</td> <td>一 第六条の規定による職務発明の認定</td> </tr> <tr> <td><u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u></td> <td>二 第二十条の規定による発明者が負担した出願費用等の支払の決定</td> <td>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</td> </tr> <tr> <td><u>三 第十条の規定による特許出願等</u></td> <td></td> <td>三 第十条の規定による特許出願等</td> </tr> <tr> <td><u>四 第十二条の規定による出願審査の請求</u></td> <td></td> <td>四 第十二条の規定による出願審査の請求</td> </tr> <tr> <td><u>五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u></td> <td></td> <td>五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</td> </tr> <tr> <td><u>六 第二十三條に規定</u></td> <td></td> <td>六 第二十三條に規定</td> </tr> </tbody> </table>			専決区分		回議区分	部長等	課長等	資産経営課長	<u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u>	一 第十九条の規定による補償金の額の決定	一 第六条の規定による職務発明の認定	<u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u>	二 第二十条の規定による発明者が負担した出願費用等の支払の決定	二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定	<u>三 第十条の規定による特許出願等</u>		三 第十条の規定による特許出願等	<u>四 第十二条の規定による出願審査の請求</u>		四 第十二条の規定による出願審査の請求	<u>五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u>		五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定	<u>六 第二十三條に規定</u>		六 第二十三條に規定	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、県の一般職に属する職員（<u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和二十七年法律第二百八十九号）<u>第三条第二項</u>に規定する職員を除く。以下「職員」という。）がした発明、考案、意匠の創作及び品種の育成の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>(専決)</p> <p>第三条 <u>副知事</u>、部長等及び課長等は、別表に定めるところにより、職務発明の事務に関し、専決することができる。</p> <p>第四条から第二十六条まで （略）</p> <p>別表（第三条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">専決区分</th> <th colspan="2">回議区分</th> </tr> <tr> <th><u>副知事</u></th> <th>部長等</th> <th>課長等</th> <th><u>総務部長</u></th> <th>資産経営課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u></td> <td>一 第十条の規定による特許出願等</td> <td>一 第十九条の規定による補償金の額の決定</td> <td><u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u></td> <td>一 第六条の規定による職務発明の認定</td> </tr> <tr> <td><u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u></td> <td>二 第十二条の規定による出願審査の請求</td> <td>二 第二十条の規定による発明者が負担した出願費用等の支払の決定</td> <td><u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u></td> <td>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</td> </tr> <tr> <td><u>三 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u></td> <td>三 第二十三條に規定する国際出願及び外国出願</td> <td></td> <td><u>三 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u></td> <td>三 第十条の特許出願等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>四 第十二條に規定</u></td> <td>四 第十二條に規定</td> </tr> </tbody> </table>					専決区分			回議区分		<u>副知事</u>	部長等	課長等	<u>総務部長</u>	資産経営課長	<u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u>	一 第十条の規定による特許出願等	一 第十九条の規定による補償金の額の決定	<u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u>	一 第六条の規定による職務発明の認定	<u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u>	二 第十二条の規定による出願審査の請求	二 第二十条の規定による発明者が負担した出願費用等の支払の決定	<u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u>	二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定	<u>三 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u>	三 第二十三條に規定する国際出願及び外国出願		<u>三 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u>	三 第十条の特許出願等				<u>四 第十二條に規定</u>	四 第十二條に規定
専決区分		回議区分																																																											
部長等	課長等	資産経営課長																																																											
<u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u>	一 第十九条の規定による補償金の額の決定	一 第六条の規定による職務発明の認定																																																											
<u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u>	二 第二十条の規定による発明者が負担した出願費用等の支払の決定	二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定																																																											
<u>三 第十条の規定による特許出願等</u>		三 第十条の規定による特許出願等																																																											
<u>四 第十二条の規定による出願審査の請求</u>		四 第十二条の規定による出願審査の請求																																																											
<u>五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u>		五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定																																																											
<u>六 第二十三條に規定</u>		六 第二十三條に規定																																																											
専決区分			回議区分																																																										
<u>副知事</u>	部長等	課長等	<u>総務部長</u>	資産経営課長																																																									
<u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u>	一 第十条の規定による特許出願等	一 第十九条の規定による補償金の額の決定	<u>一 第六条の規定による職務発明の認定</u>	一 第六条の規定による職務発明の認定																																																									
<u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u>	二 第十二条の規定による出願審査の請求	二 第二十条の規定による発明者が負担した出願費用等の支払の決定	<u>二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定</u>	二 第七条の規定による職務発明等の承継等の決定																																																									
<u>三 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u>	三 第二十三條に規定する国際出願及び外国出願		<u>三 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定</u>	三 第十条の特許出願等																																																									
			<u>四 第十二條に規定</u>	四 第十二條に規定																																																									

する国際出願及び外国出願		する国際出願及び外国出願
--------------	--	--------------

別記 (略)

<u>する決定</u>			<u>する決定</u>	の規定による出願審査の請求 五 第二十二條の規定による異議の申立てに対する決定 六 第二十三條に規定する国際出願及び外国出願
-------------	--	--	-------------	--

別記 (略)